

第五十一回国会 農林水産委員会 議 録 第十七号

昭和四十一年三月二十三日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 大石 武一君

理事 田口長治郎君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

理事 伊東 隆治君

理事 宇野 宗佑君

理事 小枝 一雄君

理事 高見 三郎君

理事 野原 正勝君

理事 長谷川四郎君

理事 松田 鐵藏君

理事 江田 三郎君

理事 千葉 七郎君

理事 松浦 定義君

理事 中村 時雄君

出席國務大臣

農林 大臣 坂田 英一君

出席政府委員

農林政務次官 飯谷 忠男君

農林事務官 (大臣官房長) 大口 駿一君

農林事務官 (農林事務局長) 森本 修君

農林事務官 (農政局長) 和田 正明君

農林事務官 (農地局長) 大和田啓氣君

農林事務官 (園芸局長) 小林 誠一君

委員外の出席者

農林事務官 (畜産局参事官) 太田 康二君

専門員 松任谷健太郎君

三月二十二日  
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律案(内閣提出第一二二号)  
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

農業信用基金協会の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

○中川委員長 これより會議を開きます。  
農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案及び農業信用基金協会の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許可いたします。湯山勇君。

○湯山委員 前回、信用協会につきまして質問を申し上げておりましたが、資料が不備でございましたので、その資料をいろいろお尋ねして、それも整いましたから、引き続きお尋ねをいたしたいと思ひます。

前回は、構成団体の任意加入、脱退の問題、これは大臣にお尋ねするということ、その次にお尋ねいたしましたのは、七十八条一、二項の包括保険と選択保険の区分、これは将来全部包括に含めるべきではないかということをお尋ねいたしておりましたが、この点も結論は留保しておくことにいたします。

きょうお尋ねいたしたいのは、主として信用協会の保険設計についてでございますが、いろいろお聞きした資料等を見まして、信用協会が非常不安定だという感じがいたします。そこで、その問

題を中心にお尋ねをいたしたいと思ひます。一つは、包括、任意の関係、これが大体依存度が五〇%ということでしたが、先般の質問によつて、これはもつとふえる、そういう可能性があると思ひます。

それから次に、事故率の問題ですが、事故率を政府のほうではいま幾らに見ておられましようか。

○森本政府委員 事故率は先般もお答え申し上げましたように、〇・三%ということ想定をいたしております。

○湯山委員 もう一度お尋ねいたしますが、〇・三%ですか。

○森本政府委員 ちょっとと言ひ間違えました、三%でございます。

○湯山委員 それでわかりましたが、三%の根拠、これをこの前にお尋ねしかかかっておたわけです。事故率三%はどういう根拠から出た数でしょうか。

○森本政府委員 昭和三十七年と三十八年の延滞率のうち、一年を経過したものの延滞率によつて三%ということにいたしました。

○湯山委員 一年を経過したのが三%だということになりますと、一年未満というのは、三%プラスアルファ、こういふ形になると思ひますが、そういう解釈でいいわけですか。

○森本政府委員 一年未満のものでございます、三%より若干上回つてくることになったように、実績ではなつてございます。

○湯山委員 そりすると、事故率三%というのは、これよりも実際は多いというたごの御答弁なので、ではどれくらいになるかという、もう少し正確なことをお尋ねいたしたいと思ひます。

一月あるいは二月、三月と月別に区切つて延滞率が出ておれば、それをお尋ねいたしたい。出ていなければ、どういふふうにとつておられる

か、その一カ年未満の分の延滞状況、これを御説明いたしたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど申し上げました、三十七年と三十八年に償還期が到来いたしましたものの事故率を見てまいりますと、償還期を過ぎて三月以上延滞になっているもの、それが約六%ということになっております。

○湯山委員 三月以上が六%というのは、その中に一年以上も含まれてございませうか。

○森本政府委員 もちろん、その中に一年以上延滞するであろうというものも含まれておるわけでございます。

○湯山委員 先ほど一年以上のものが三%ということでございます。そりすると、それは六%から引くわけですか。六%の中に含まれているわけですか。

○森本政府委員 数字の性格としましては、内ワクでございます。

○湯山委員 そりすると、三月以上が、いまの一年以上の三%をのけても、なお三%あるということ、これは延ばせば一年以上の一%程度に当たつておる、三月以上の三%ですから、半年もあればあるいはもつと多いものと思ひます。

だから、少なくとも三%というこの設定は、四%もしくはそれ以上ということではなければ、保険設計としては危険である、こういふことになるのではないでしようか。

○森本政府委員 先般も申し上げましたように、近代化資金の延滞は、いろいろな性格のものが含まれておるわけでございます。かなり多い部分がいわゆる経過的な延滞ということ、最終的には延滞になりませんけれども、時期的に形式的に区切つてみますと、延滞という形になるというふうなものもかなり多いだろ。実績を見まして、先ほど来申し上げましたように、三月以上延滞

が六%、それが九カ月たちますと三%に下がって  
くる。それからさらに少くも少し時間が経過した  
ますと、延滞の率が下がってくる。こういうふう  
な経緯になっておきますので、われわれとしまし  
ては、一年以上延滞をしたものについて事故率と  
して算定すれば、ますます保険設計上より大き  
な支障はないのではないか、こういうことで、そ  
の数字をとっておるわけでございます。

○湯山委員 こういうことではないでしょうか。  
一年以上延滞というのは三%、これは了解できま  
す。しかし、それをきりぎり一ぱい見ておるのは、  
どれだけプラスアルファになるかわかりませんけ  
れども、ともかくもプラスアルファ、あるいは一%  
になるのか、もつと少ないのかもしれないんけ  
れども、ともかくも三%よりは、いまの御説明では  
幾らか多くなるということになると思ひますが、  
それはそういう判断でいいわけですか。

○森本政府委員 いままでの実績を見てまいりま  
すと、先ほど申し上げましたように、三%程度の  
事故率を見ておれば、あとは時間的な経過の問題  
でございますから、保険設計としてはそう大きな  
支障はないのではないか、こういうふうに見てお  
ります。ただ、御指摘のように、形式的にある時  
点をとりますと、それよりも上回つた事故率が出  
ておりますけれども、その点は、保険をやつてい  
きます上にはそれほど大きく問題とすべきことでは  
ないのではないか、そういうふうに見ておる  
わけでございます。

○湯山委員 保険設計から見れば、なるべく安全  
に見ておくほうがいいと思ひますので、この点も  
もう少し安全に見る必要があるのじやないかと思  
ひますけれども、一応それは御説明で了解したこ  
とにいたしました。この近代化資金の場合は、災  
害等によって近代化資金の支払いができません、天  
災融資を受ける、あるいはさらにその激甚災の  
指定を受けるといふような例が、ここ数年続いて  
おると思ひます。これはどの程度見ておられるの  
か、その見ておられる根拠はどういうところにあ  
るか、これをお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 災害等が起こりまして、近代化  
資金の期限内の返済ができない、ことに当年度予  
定をされております償還額がその時期には返済が  
困難だといふ場合には、近代化資金のほうでもそ  
の期限の猶予といひますか、そういうふうなこと  
をしばしばやっておるわけですし、今後も随時実  
情に応じてそういう措置をとっていくつもりでござ  
いますので、そういうことになりますれば、そ  
の分は延滞ということにはならないわけございま  
す。そういうことを考えますと、災害等によつ  
て、その償還猶予について適切に行なわれれば、  
事故率がそう上がってくるということではないの  
じやないか、そういうふうに見ております。

○湯山委員 保険の場合には、そういうふうな事  
故に対しての予想といふことも必要であると思ひ  
ます。確かに貸し付けしたものが災害によつて  
焦げつくといふことは少ないかもしれませんが、  
でも、しかし、保険としては、それらを予想して、  
そういう場合には焦げつきになる率も多しと思ひ  
ますので、その予想と対応する対策が必要だと思  
ひますが、それはどのようなふうになされておるん  
ですか。

○森本政府委員 事故率等についての見方はそう  
いうことではございますが、先日もお答えいたしまし  
たが、保険の設計の中に、中央の保険協会にはい  
ゆる責任準備金といふ資金を積みこむことになつて  
おりますが、異常な危険が発生いたしました場合に  
は、その保険責任の準備金を取りこみまして保険  
金の支払いができるというふうな仕組みにいたし  
ておりますので、災害その他の異常事態に対しま  
してはその保険準備金をもつて対応できる、こう  
いうふうなことになっておるわけでございます。

○湯山委員 その準備金の具体的な額とか、ある  
いは何に對する率とか、そういう基準はどうなつ  
ておるでしょうか。  
○森本政府委員 保険責任準備金の計算は、異常  
事故によりまして保険金の支払いが倍増するとい  
ふような場合にも、十分対応できる額を算定して  
しましては、四十一年度は約六億二千万円、それを

三年間にわたつて造成をしてまいりまして、約十  
八億ないし十九億の準備金を造成する予定でござ  
います。  
○湯山委員 これで大體保険設計の要素について  
はお尋ねをしたわけですが、御説明を聞きまして、  
近代化資金の総額は一千億をこえてくる。そして  
保険協会への依存度は五〇%を上回つてくる。し  
かも事故率は三%といふことですが、なおこれを  
上回るものが予想される。さらに今度は保険の掛  
け金ですけれども、これも前回お尋ねいたしました  
と、〇・三%はこれは最高であつて、それよりふ  
えるといふことはないといふ局長の御答弁。こう  
いふことを見て、ただいままでお示しいただいた  
資料を計算してまいりますと、この保険はだんだ  
んと年を経るに従つて赤字になつてくるという計  
算が出てまいります。つまり、回収金と掛け金、  
その合計で支払つてまいりますと、どうしても足  
りなくなつてくる。こういう計算になりますか、  
政府のほうの計算はどのようにしておるでしょ  
うか。

○森本政府委員 保険のことでございますから、  
数年を経過する間に保険の設計と事実の間に一時  
的なギャップを生じるといふことはあり得るわけ  
でございます。現在の想定では、私どもは先ほど  
申し上げました諸要素を組み合わせて保険  
の設計をいたしておりまして、ことに準備金は、  
三年間で先ほど申し上げましたように十九億近く  
というふうなことで造成をするわけでございます  
から、さしあたり数年間は造成される準備金  
で十分対応できる、保険の運行上、財政的にそう  
大きな支障は来たさない、こういう見通しを持  
つてやつておるわけでございます。

○湯山委員 大ざっぱな見通しではなくて、いま  
まで個々の項目について数字を押えてお尋ねをし  
てまいつたわけですが、  
そこで、もう少しこまかくお尋ねいたしますと、  
保険の収支が赤字になつてくる、収支勘定だけで  
見ると赤字になつてくるというの、一休何年目  
くらいになるでしょうか。

○森本政府委員 保険収支の見通しを申し上げま  
すと、四十一年度から四十三年度までは、その年  
次の保険料収入に比ばまして、保険金の支払いが  
少ないという形に見通されております。したがつ  
て、この三年間は保険料収入が累積してくるとい  
ふふうなことがお尋ねになります。四年目以降は、そ  
の年度の保険料収入をもつて保険金の支払いは多  
少足が出るといふような計算になると思ひます。  
現在の見通しでは、そういうふうにして保険料収  
入を三年間累積してためてまいりましたものが、  
五年目ないし六年目ごろまでに保険金支払いの補  
てんに充てるというふうな形になります。それ以  
降はある年次までは保険準備金、それをもつて保  
険金支払いの不足額に充当していくということ、  
大まかに年次を区分して申し上げますと、そう  
いつた推移をたどるものと思つております。

○湯山委員 非常に重大な問題で、この保険とし  
ては一番大切な問題だと思ひます。つまり、発足  
して三年目もしくは四年目までは掛け金と回収金  
とで黒字である。しかし、四、五年先ではその収  
支は赤字に転ずる。赤字に転じたものはいまの準  
備金のほうでこれを支払つていく、こういうこと  
になつていく。こうなりますと、ずつとそれ以後  
赤字が続いていく、つまり、準備金の取りこみし  
が行なわれていく、こういうことになると思ひま  
す。これは簡単に計算すればわかることであつて、  
かりに資金総額が一十億と見て、そして基金協  
会の保証依存率七〇%程度と見て、保険協会の保  
険に依存するものが五〇%、その中の保証が七  
〇%で、事故率三%、こう見ても、四年目あたり  
から赤字になります。さらにこれが保険協会への  
依存度が包括、選択の關係で六〇、七〇となつて  
くる、事故率がいまのように三%プラスアルファ、  
こうなつてくると、もう赤字転化は非常に早い。  
発足してまもなくすべり出さないうちにも赤字  
が出てくる。こういう保険設計になつておるので  
すが、私がいま申し上げましたことについては、  
そのとおりだといふようにお認めになられまし  
ょうか。



話し合いをしているという点を、大臣のおいでになった機会に明らかにしていただきたいと思ひます。いまのは重大問題でございますから、ひとつ委員長においてもそのようにお計らい願ひたいと存じます。

○中川委員長 はい、承知いたしました。

○湯山委員 それでは、委員長から御了解を得ましたので、この保険設計については、なおいろいろ意見もございませうけれども、一応おいて、この点については終わることにいたしまして、次に、これとは別に小さい問題ですが、役員ですね。この数は一体どうなるのでしょうか。提案説明の中で、出資額に応じて出すようにすれば中金のようになってしまうとして、中金のようになってしまふのがいいとも悪いとも書いてないですけれども、ともかくそういうふうになってしまふ、そこで、この役員構成についてはどうしようというふうな御説明があるのですが、それがあまりよくわからないわけですが、どういうふうになるのか、ひとつ御説明をしていただきたいと思ひます。

○森本政府委員 役員の数は、とりあえず理事四名、それから監事一名というふうなことで出発いたしたいと思っておりますが、その構成は当然会員の選任ということでもできるわけでございますが、私どもの見通しとしては、中金あるいは地方の基金協会の代表者あるいは学識経験者といったような方がその役員を構成するものと予想をいたしております。

○湯山委員 理事長は理事の中から選ばれるわけですか。

○森本政府委員 理事長は理事の中から選任をされるということになります。

○湯山委員 その理事長について、何か腹案がございありますか。

○森本政府委員 現在のところは、まだそういう目算はついておりません。

○湯山委員 たえば、中金の理事長等が兼務するということはないわけですか。そういうこともあり得るわけですか。

○森本政府委員 まだちょっとそこまでは見通しが理事長についてはついておりませんので、お答えする用意はございません。

○湯山委員 それから監事一名ですね。これはいづれも申し上げているし、この前行管の方からも、監事一名は好ましくないというのを、私がお尋ねしたら、御答弁があったのです。これだけの金を運転していつて、しかもこれだけ大きなことをやっていると、監事一名というのには、複数を必要にする必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○森本政府委員 実はこういう団体でございますから、なるべく事務、人件費も節約をするというふうな趣旨で、とりあえず一名というふうな予定をいたしておりますが、御説のようなこともございませうから、事業量が大きくなるといったような時期には、そういう趣旨に沿って検討してかかるべきものと思っております。

○湯山委員 ぜひひとつ二千億をこえる資金ですから、早く監事は複数にして、監事の役目が果たせるようにすべきだと思ひます。

そこで、それとの関連もあるわけですが、議決権、これは会員各一個と、政令をこえる出資については二以上、こういうふうな説明でつけられども、具体的にはどういふことになるのでしょうか。

○森本政府委員 政令で基準を設けることを予定いたしておりますが、その予定としましては、会員のうち、一億円以上を出資する会員に対して、議決権が三分の一以内というふうな政令の基準を設けて、その基準に従って、定款で自主的に決定をいたしたく、そういうふうな予定をいたしております。

○湯山委員 現在大体外出資金はどうか幾らかわかっておりますか。そうすると、議決権は何個になつて、その分配は中金が幾ら、それから基金が幾ら——基金では一以上はないと思ひますが、どういふふうになりませうか。

○森本政府委員 ちょっといまお尋ねの趣旨がよくわからなかつたのですが、当然地方の会員は議

決権が一つといったようなことになりますから、四十六出でまいります。中金のほうは、先ほど申し上げましたように、最高限度を三分の一と押えるわけでございますので、三分の一まで達しますか、あるいはその達しないところで定款で定められるか、そういうことによつて数は変わつてくると思ひます。

○湯山委員 一億以上の場合、三分の一までは権限がある、先ほどのほうは、解釈ですか、それだといまおっしゃつたようなわけですか。しかし、一億以上でも、十億あれば、もつと言へば二十億もある。一億一千万もある。一億をこえるわけですからね。その場合に、どんなふうな三分の一まで権限があるものか、その場合の段階というものはあるのか、この点がはっきりしなかつたから、いまのようなお尋ねをしたわけですか。

○森本政府委員 私どもの感じとしましては、さしあたり農林中金が会員のうちで支配的な決議権を持つこと、これを防止する趣旨で、三分の一の頭打ちということにいたしましたわけでございます。もちろん、その基準に従つて決定を定款でしていただくわけですが、それはまたどういふふうな考え方で定められていくか、その点はちよつとしかとお答えがしかねるというふうな思ひわけでありませう。

○湯山委員 いまの問題は、最初お尋ねしました加入脱退の自由、ここへ結びつけて考えますと、かなり重要な問題になつてまいりました。そういうことでお尋ねをしたわけですが、全体として中金を三分の一以内を押えて、中金の発言力を弱めて、その意思を無視して運営していくということになれば、加入脱退自由ですから、じゃ私はやめますというふうなことになる、これはたいへんなんで、そういう意味でのお尋ねですか、これ以上の御答弁は求めないことにいたします。

全体を通じて私の感じました点は、せつかくの保険ではあるけれども、まだ何となくたよりないところがあるように思ひます。そこで、委員長からもお約束いただきましたけれども、いまの保険協会の資金関係、これについて最も重要な点ですから、大臣から御答弁いただく。それから包括、選択の問題、これも当然こういう区分をすべきでないというものを暫定的にこうされておるのであつて、この協会の機能を果たせば果たすほど、この区分は不当だと思ひますので、これを将来包括一本にする点について、なお大臣にひとつお尋ねをしたいのと、それから加入脱退の自由、これはともかくも法文がそうなつていてということとは、実際の運営とは違ふという御説明ですけれども、やはり心配ですから、これもなお確めさしていただきたい。それから保険料の問題、事故率の問題、これらもおあらためて大臣にお尋ねをすることをひとつ御了解いただきまして、質問を終わりたいと思ひます。

○中川委員長 ただいまの湯山委員から御要求のありました点については、次回大臣が出席されました冒頭に答弁をしていただきたいと思ひます。政府委員にそのようにひとつ御準備願ひたいと思ひます。

○兒玉委員 それでは関連しまして、近代化資金制度の問題について、若干御質問をしたいと思ひます。

時間の制約もあるようでございますので、簡潔に御質問したいと存じます。すでにこの制度が制定されてから五年目を迎えておるわけでありませうけれども、一体、農業の近代化、いわゆる近代化資金制度というものが、制度においても相当変化が伴つておるわけでありませうが、大体、農業基本法が制定された当時のいわゆる専門農家、自立経営、こういうふうな一つのバラ色のビジョンといふもの、こういう農業の形態といふものは、相当変貌しておるわけでありませうけれども、この際、近代化資金制度はあらゆる点において基本的な改革が迫られておる段階にあるのではないかと思ひます。一体、近代化ということ資金制度との関係について農林省当局としてはどういふふうなお考えをお持ちか、この基本的な点について局

長の御見解を承りたいと存じます。

○森本政府委員 先般も湯山先生から同じようなお尋ねがあったわけでございますが、農業の近代化あるいは農業経営の近代化というふうな課題を果たしますには、きわめて多くの手段、方法を必要とするわけでございます。あるいは経営規模の拡大といったような点を強力に推進しなければならぬ、あるいはまた農地の集団化、つまり、一軒の農家が多数の圃場を分散して持つておるのを集団化して能率の上がるような経営にしていこうといったようなことも必要でありましようし、また、いわゆる資本装備の増大ということで、機械を導入する、家畜を導入する、あるいは施設を近代的な合理的なものにするといったような各種の手段、方法が必要になるわけでございます。で、それを達成いたしますのに、またいろいろな政策、手段が、総合的にその組み合わせによって効果を発揮しなければならぬというふうな関係になっておられます。その中の近代化資金の役割という点になりまして、先般も申し上げておりましたように、系統資金を極力活用いたしまして、主として農業の近代化に必要な固定資本の増加、いわゆる資本装備の増大、そういうふうな点をこの近代化資金によってはかっているというところが、近代化資金制度の主たるねらいである、そういうふうな御理解をいただきたいと思っております。

○児玉委員 農林中金の調査部からの資料によりまして、いま局長の言われたような目的を達成する過程として、三十七年、三十八年、三十九年、それぞれ五百億、五百二十億、六百億と、せっかくなの融資ワケが確定をされて、積極的な取り組みを示しておりますけれども、肝心のいわゆる貸し付けを利用する側における達成率というものは、年々消化率が減退している傾向を示しております。

〔委員長退席、館林委員長代理着席〕

三十七年に九五％であったのが、三十八年度は九三・四、三十九年度は八三・八、さらに四十年度もその傾向を強めるといふようなことが指摘をされておるのでございますが、この近代化資金が不消化の傾向を強めておるといふのは、一体どこにその原因があるのか、その説明がどういふふうに行なわれておるといふのか、その点明らかにしていただきたいと思えます。

○森本政府委員 近代化資金が御指摘のように、最近二、三年来、予算上で想定しておりましたワケに比べて、消化の実績の割合が低下してきておる、そういう事実がございまして、どういふ原因なり要因でそういうことになってきておるかというところをございまして、一つは、近代化資金の融資対象でありますところの施設あるいは機械といったようなものの資金需要、これはやはり年々いふに思われるわけであります。そういう資金需要の年次的な変動ということが一つあり得ると思えます。

それからも一つは、今回の改正にも予定しておられますように、保証制度がもう一つ十分完備されておらない。長期資金を農家に貸し出す際におきまして、農家の受信用力を高めるということが最も必要であります。と同時に、貸し付けができませんと農協側としても、安心して貸し出しができるという両面があるわけでございまして、その保証制度がもう一つ制度的にも完備していないというふうな点がある、動かないという点が想定をされておる。

それからもう一つは、最近の金融の客観情勢からいまして、系統金融機関としては、外部に相当の資金の運用先があつたというふうなことから、知らず知らずの間に員内に対する貸し出しの熱意が薄れがちであつたというふうなことも、別段計数的には捕捉はできませんけれども、やはり近代化資金制度の運用に何らかの影響を与えておつたのではないかと、そういうふうな想定をいたしておるわけでございます。

○児玉委員 外部金融ということをいま局長が言われましたが、現在農林中金等の系統金融の中において、いわゆる農業関係以外にどの程度、大体

大筋でけつこうでございまして、いままでも貸し出されておるといふ点をおわかりであつたらひとつお答えいただきたいと思つておられます。

○森本政府委員 大まかに申しまして、系統全体を通じて預金として上がつてまいります額、約半額が外部に運用されておるといふのが最近までの状況でございます。

○児玉委員 その金利は大体幾らくらいで運用されておるのか、お答え願います。

○森本政府委員 外部運用は、運用先によって違つておるわけですが、関連産業に対する貸し出しあるいは株式の取得、あるいはまたかなり大口でございまして、従来はコールなりインターバンクなりといったようなことで運用しておりましたが、コールあるいはインターバンクといったようなものは、御案内のように、昨年の後半から下がつてまいりましたけれども、それ以前の高い時期には、あるときは一部以上も運用利回りがあつたというふうな状況になっておつたわけでございます。

○児玉委員 時間の制限もございまして、それは一応後日また機会を見ていろいろ検討したいと思つておられますが、現在この中金の調査部資料によりますと、あるいは農政調査委員会からの資料によりますと、大体三十九年度までの動向というものを御覧をいたしますと、いわゆる自立経営可能といわれる二町歩以上の対象と、それ以下の貸し出しの対象というものを階層別に見てまいりますと、二町歩以下が大体全体の七六％を占めておるわけでございまして、この点、農業基本法思想なりあるいはこの近代化資金制度の当初の構想から見ますと、かなり形態というものが逆の傾向を示しておるのではないか。いわゆる専業農家というよりも、兼業農家のほうにこの貸し出しの対象が非常に多いのではないか。この点のような判断をされておるのか、お聞かせをいただきたいと思つておられます。

○森本政府委員 貸し出しの状況を見ますと、御指摘のように、端的に言いますと、各階層ほとんどまんべんなく利用していただいておりますというふうな状況になっております。しいて申し上げますと、

ややまん中から上といったようなところが利用率高いというふうにも見えるわけでございまして、この近代化資金の性格といたしましては、農家が自主的に資本装備を増大したいというものに対しては、あまり大きな制約なしに、かつ便利に利用していただくというふうな資金の性格でございまして、そういう点からいいますれば、かなりいろいろな階層の農家に使用されるということも、あながち問題にすべきことではないと私も思つておられます。

○児玉委員 この点、もう少し具体的にいろいろ御質問したいわけでありませうけれども、問題となつておる点を少しだけ存じますが、大體現在のこの近代化資金の一号から六号までの資金別の内容を見ますと、金利が一応利子補給を含めて平均、標準といいますが、六・五％が標準ではなからうかと思つておられますが、これだけの金利でもって、いま局長も答弁されましたとおり、二町歩以下の、零細とまでいかなくても、中農的な経営規模において、政策的にも、あるいは農業経営という面から考えましても、私は、十分にその目的を達成することは困難ではなからうかと考へるわけであります。諸外国の例等を見ましても、特に基礎整備、土地改良等については、思い切つた低金利政策と長期の償還によつて、農業経営上非常に負担の軽減をはかることに積極的な努力を示しておるようでございます。今回の改正によつて、若干据え置き期間なり償還期限の延長がなされたにいたしても、まだまだ五分以下の金利という農家の要求する額とは相当の隔たりがあるわけでございまして、この金利の思い切つた切り下げという点について、局長は、今後のいわゆる構想としてでもおけつておられますが、もう少し積極的な施策が必要じゃなからうかと存じますが、金利の面について、いま少し具体的な御答弁をいただきたいと思つておられます。

○森本政府委員 農業金融としましては、制度資金としても、この近代化資金のほかに、農林漁業金融公庫からの貸し出しもございまして、主として

公庫のほうは土地改良でありますとか、あるいは構造改善事業でありますとか、あるいは農地取得といったような、いわゆる農業経営を拡大していく、あるいは合理化していく上の基本的な、あるいは計画的な事業に対して貸し出しをしている、そういう関係になっております。御案内のように、そちらのほうはかなり低利、長期のものもございます。近代化資金のほうの金利の問題でございますが、私どもとしても、なるべく農業経営あるいは農家の負担を軽減していく上において、金利の引き下げということはきわめて重要なことであるというところは認識をいたしております。近代化資金発足いたしましたから、三十七年にも御案内のように金利の引き下げをし、今回も、不十分という御指摘がございまして、ともかくも金利の五厘引き下げを予定いたしておるわけであります。ただ、一言申し上げたいと思っておりますのは、何ぶんにも農協の原資を使っておる制度でございますから、農協の預金金利といったようなものとの関連も考えなければ貸し付け金利の設定ができないといったようなこともございまして、そういう点を配慮しながら、できるだけ農家経営上有利なような金利に持っていくよう、私どもも配慮しておるつもりでございます。

○兒玉委員 この点、私はもう少し積極的な施策を要望したいというところは、農林中金等のいわゆる系統金融が、農民から吸い上げた預金を部外に貸し出す場合においては、いままでも多少公定歩合の引き上げの影響もございまして、金利は下がったとはいってしましても、やはり農民が預けている預金の率に比較して、農林中金等が外部に利用しているこの一割前後の高金利で、相当の利ざやをかせいでいると思うわけですね。そういう点と比較して考えましても、特に今日の農業がいわゆる中零細性であり、しかも粗収入にしましても三けた以下の農業が大半であります。しかもいわゆる天然現象に支配されやすい農業経営という点から考えますならば、何といいたしても、長期の計画ということと金利が低いということが、絶対的な農業経営を維持するための条件であり、それが私は農業経営の近代化への大きなステップになるものと確信をいたすわけでありまして、その点今後もう少し積極的な取り組みを要望したいと存じます。

それでは、現在まですでに五カ年間の経過を経ましたが、この近代化資金の償還というほうは、一体どういふふうになっておるのか、延滞の、いわゆる一号から六号までの資金でございますが、大体六号資金のうちに、どの部分が最も償還ができておるのか、それらの状況について御説明をいただきたいと思っております。

○森本政府委員 近代化資金の延滞の問題でございますが、この前もお答え申し上げましたように、本格的な償還期を現在迎えてつあるような状況でございます。従来の実績では、必ずしも近代化資金の本格的な償還期における延滞の状況を直ちに予測することとむずかしいかと思っておりますが、とりあえず実績のわかっておりますところでは、昭和三十七年と三十八年に償還期が到来いたしましたもので、償還期以後一年を経過したものの延滞率は、二年を通算いたしますと三割ということになっております。

○兒玉委員 全体で三割でありますが一号から六号までの資金のうちどの部分が一番延滞率が高いのか、その点、次の質問をする上には必要でございますので、お聞かせいただきたいと思っております。

○森本政府委員 資金の種類、号別に調べたものは現在ございませんので、その点ひとつ御猶予をいただきたいと思っております。

○兒玉委員 私の農林省からいただいている「日本農業」という四十三号によりまして、現在までの比率からいいますと、四号資金である畜産関係の導入あるいは育成資金の部分が、最も高い比率を示しているということが数字で示されておりますが、一体農林省がそれを知らないということ、私はちょっと無責任じゃないかと思うのですが、どうですか。

○森本政府委員 あるいは御指摘の書物に載っておりますけれども、一つの事例なりあるいはある県の調査というものはあるかと思っておりますが、全国的に調べた資料が私どもも手元にはございませんので、先ほど来申し上げたような御答弁を申し上げておるわけでございます。

○兒玉委員 今後の近代化資金運用と、それから政策的な問題としても、ぜひその動向を知りたいので、早急にひとつ調査の上、資料として当委員会に提出されるよう、委員長を通じて私は要求したいと思います。

○森本政府委員 ちょっと事務的なことを申し上げて恐縮ですが、それを調べますには、貸し付けの個票を全部当たりますので、かなり膨大な作業を要するんじゃないかというふうに思っておりますので、できるだけ整えるようには努力をいたしますけれども、そういう事情にありますことを御了承願いたいと思っております。

○兒玉委員 次に、これはこの前が兎の足鹿委員からも特に質問があったわけですが、私の南九州地区においては、最近非常に農業経営が零細性のために、相当数が出かせぎに陥りまして、かろうじて一家の家計をささえておるわけですが、それに並行いたしまして、比較的飼育の容易である養豚というものに――また最近これが三十七年度のあ一部の単協等におきましては、親豚を農協で貸し付けて、生産ごとに若干ずつの償還をしていく、こういう積極的な施策がとられておるわけですが、こゝろに、現在肉類全体の需給関係も、非常に不足している現状から推して、先般の局長の答弁によりまして、養豚等の場合においては、種豚以外はその対象になっていないような御答弁をなされましたが、特にこれからの畜産振興の過程におきまして、当然一般の飼育豚の購入等についても、この対象としてワクの拡大をはかっていくべきではないか。しかも全体的な肉類の需給関係から推して、また農家の経営安定という面から、きわめて重大な要素を持つものではないか。私がこの本の中から引き出した中において、

ても、四号資金というものが最も延滞の率が高い、こういう状況から判断をいたしましたとしても、やはり畜産関係に対するもう少し思い切ったところの措置なり、あるいは資金ワクの増大、また金利の面においても、これはいわゆる回転も早いわけでありまして、ある程度の金利の引き下げ、こういう点、私は技術的にも不可能ではない、こういうふうに判断するわけですが、四号資金のワクの拡大という点について、局長の見解を承りたいと思っております。

○森本政府委員 先般もお答え申し上げましたが、畜産の振興、また御指摘の養豚の振興の重要性あるいは必要性は、決して否定をいたしておるわけではございません。十分私どもも了承をいたしておるところでございますが、近代化資金は、しばしば申し上げておりますように、いわゆる短期資金というふうなものを対象にするという点につきましては、きわめてまだ踏み切りを要する段階でございます。今改正いたしましたものも、いわゆる中期の運転資金を対象に加えるという点が前進をいたしましたところでございます。将来短期資金まで加えるかどうかということは、農業金融の中の一つの分野の調整上の問題として、かなり基本的な課題に属するわけでありまして、そういうふうなことを十分検討いたしませんと、まだ現在の段階では入れるまで踏み切りはいたしておりません。そういうことでございまして、畜産振興については、十分私どもも理解をいたしておるつもりでございますが、金融制度のたてまえては、今回のような改正でもってとりあえず四十一年度から出発をいたしたい、そういうふうに思っておりますわけでありまして、

○兒玉委員 ただいまの答弁、きわめて不満でありまして、もう少し積極的にひとつ取り組んでいただきたいというところを要望申し上げます。最後に、基本的な点でございますけれども、現在の近代化資金の融資というところは、当然政府の予算措置を必要とするわけでありまして、いわゆる近代化資金の融資にあたりまして、いわゆるその需要とい

るものは、どういふ根拠に立つて測定をし、しかも融資目標というものをどのように定めるか、この点は当然予算編成の当初において決定されるわけであり、一方この融資ワキを農林省がきめるにあたりまして、当然農家からのいわゆる借り入れ要求額といふものが、申し込みといふものか、

〔錦林委員長代理退席、委員長着席〕

そのいふ点等も、やはり四十年度は四十年度のいわゆる全体的な実施計画というものに基づいて、そのいふ年度の終わりに、全国の農協を通じてのいわゆる農民の要求額といふものが集計をされて、最終的な策定がされる。そういたしますと、農林省の資金需要の策定というものと、実際に農民から要求を出してきまして、その融資額決定との、一つの時期的なギャップといふものが生ずると思ふのですが、その辺の調整は、いままでどういふふうな作業を進めてきたか。実際に農民の要求するワキと農林省のいわゆる政府予算支出の策定とのタイムギャップの問題について、どのような作業をしてこられたか、この調整についてはどういふふうにやってきたか、この点最後にお尋ねいたします。

○森本政府委員 予算上の資金ワキを設定いたしますには、私どもはいろいろなファクターを考慮して決定することにしております。一つは、従来の実績の推移といったようなものも考慮いたします。また、来年度一体どの程度の希望があるかといふことを、それぞれ末端の普及員、県庁を通じて需要の見通しをいただきます。そういたしましたものがかなり有力な資料となつて予算上のワキが決定をされておるわけであり、実際に貸し出しをいたします際には、従来は予算のワキがきまると各県に割り当て、各県からまた末端に割り当てるというふうなことを出発当初はやつておつた例がありますが、最近ではそういうふうな各県なり各市町村への割り当てというふうなことはほとんどやっております。御案内のように、予算ワキに対して実績が下回つてきておるといふ状況でありますので、借り入れの申し込みがあれば、

ほとんどワキというふうなことを考慮することなく、需要に応じて貸し付けをいたしておるといふふうな実態でございます。

○児玉委員 これはいまの関連する質問でありますけれども、そういうことでありますと、大体いままでいわゆる借り入れの申し込みをしてから認定まで平均五十日程度の期日を要するように統計が出ております。いま局長の答弁のような事情でありますならば、申し込みから認定までの期間をもう少し短縮することが可能ではないか、こういうふうには判断いたすわけですが、その点いかがでございますか。

○森本政府委員 農家の資金の申し込みが、いまから、貸し付けをいたすまで若干の日時を要しております。これは単協に借り入れの申し込みがございまして、その申請書を具等認定する、承認するといったような手続が必要であります。若干の日時を要するわけであり、われわれとしまして、できるだけそれを短期間に手続を終了するよう、極力県庁等を指導いたしております。最近の実績を見ましますと、三十八年から三十九年にかけて、約十日程度の所要日数の短縮ははかれておるといふふうな状況でございます。今後とも手続の簡素化等に極力努力をいたしまして、所要日数の短縮について配慮をしていきたい、そういうふうな思っております。

○中川委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時四十九分再開  
○中川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。質疑の通告がございまして、順次これを許可いたします。芳賀委員。

○芳賀委員 農林大臣にお尋ねしますが、先日来近代化資金法並びに信用基金協会法の改正案について審議を進めておるわけでございますが、特に大臣の責任において明らかにしたい点だけを御質問することにしたいたします。

第一の点は、近代化資金設置法の改正がすでに衆議院においては行なわれまして、現在参議院で審議中であり、この法律は当委員会において審議中の近代化資金助成法とららはらるる法律であります。大蔵委員会に付託された関係もありませんが、この点に対する直接の検討は機会がなかつたわけであり、この近代化資金設置法の改正のときには、従来は基金を設けて、基金の運用益で近代化資金の利子補給に充てておつたわけであり、今回はこの基金よりの利子補給の原資調達をやめて、基金を取りくずして、それを一般会計に一応繰り入れて、一般会計から今後は毎年度必要な利子補給をやることに改正されたわけで、われわれから見ると、これは制度の後退であるといふふうに考えられるわけであり、したがって、このように設置法の改正が行なわれた場合、今後近代化資金助成法の将来の運営について、どういふような変化と影響が生ずるかといふ点について明らかにしたいと思つて、少なくとも五カ年を限度とした資金計画を立てた場合に、現在の近代化資金の四十一年度の計画が八百億円でありますから、これを基礎として、どういふような拡大をはかるつもりであるか、その点もあわせて明確にしたいと思つてお尋ねいたします。

○坂田国務大臣 ただいまの点についてお答えいたします。昭和四十一年度においては、特別な財政事情を顧みまして、一般会計の歳出の財源に充てるために、助成資金から一般会計に繰り入れることになりましたが、四十一年度においては、近代化資金の八百億円を融通することに、必要かつ十分な利子補給、補助金が一般会計予算に計上されておりますので、農民の必要に應じ、円滑に農業近代化資金を融通することに何ら支障はないと思つておられます。そのためから十億円を存置して

ております。今後財政事情が好転した場合にありましては、この助成資金に所要の積み立てを行なう考えでございます。

なお、その後の五カ年計画等があるかという問題でございますが、今年には八百億でございますが、五カ年間に数字的にかためてはおりませんが、年々その需要に應じて増額してまいりたい、かように存じておられます。需要に対しては十分仕事のできるように取り計らつてまいりたい、かように存じておる次第でございます。

○芳賀委員 ただいまの点ですが、それでは助成資金設置法の改正は、四十一年度の政府の予算編成上、財政上の都合で、基金から四十一年度に充当するべく所要額を取りくずしたのであるけれども、四十二年以降は従前のような基金に政府が出資するとか、その基金の運用益を中心にして利子補給を行なう従来どおりの方法に四十二年は改めるといふわけですか。これは今年一年限りの暫定措置としての法改正であつたことか。もう一度明確にしたいと思つてお尋ねいたします。

○坂田国務大臣 来年度からは、財政のほうから場合によりまして十億のほうをまたふやすということも考えないこともないものでありますが、それよりも、大体やはり今年どおりの方式によつて、利子補給金を資金ワキに即応してふやしてまいりたい、かように考えておるわけであり、

○芳賀委員 大臣はその点をみ込んでいないのですか。必要な利子補給は当然政府がするわけですか。利子補給の方法、手順について、従来設置法に基づいて、そこから補給すべき資金を出しておつたわけですが、そこからはこの基金から一般会計に繰り入れを行なつて、一般会計から四十一年度分として利子補給に必要な支出を行なう、こういうふうな法律が改正されて、大きな変化がきたわけですか。先ほどの大臣の答弁からいふと、それは政府の財政上の都合で、四十一年一年限りの法改正であるといふような趣旨の答弁をされたわけですが、われわれはあの改正案の内容といふものを検討した場合に、必ずしもそうだと認めてい

ないわけですか。しかし、政府を代表して大臣が言われるのだから、提案した政府のほうが確実と思えますけれども、法律の内容が正確なのか、大臣の答弁が正確なのか、どっちが正確ですか。

○坂田国務大臣 今年の方法をとるわけでありまして、今年やりましたとおり、この利子補給補助金等を出していくのでありまして、先ほど申しましたのは、この助成資金のためまといふものを存続するといふ、そういう意味で十億といふものをそのまま残してあるということであつて、これを来年すぐどうするといふのはありません。

○芳賀委員 当分の間は今回の改正の方向で運営する、こういうことですか。

○坂田国務大臣 当分の間、四十一年度の方式によるのでございます。

○芳賀委員 なお、資金計画については少しずつふやすようにしたいというお話ですが、大体毎年度どのくらいずつふやす見込みであるか。従来は百億円ぐらいつづえてきたといふふうに見受けられるわけですが、今後いつまでも百億さまみというわけにいかないと思ふのです。需要が増大すれば、それに見合せて百五十億とか二百億とか、必要に応じてこれを拡大する考えかどうか。はつきり五カ年計画がわからなければ、大体どのくらいの速度でこれを拡大するかという点について示してもらいたい。

○坂田国務大臣 もちろん、今後の実績を見ていくわけでありまして、今年は特にワクをふやし、またいわゆる貸し付け対象を二つばかりふやしてまいりましたわけですが、それらについての貸し付けの実績等をしんしゃくいたしまして、でき得る限りふやしてまいりたい、大体こういう考え方を持っております。

○芳賀委員 この点は昨日も論議したわけですが、最近毎年度の政府の利子補給対象の資金ワクが消化されないでいるのですね。この制度が発足した当初は、九三%ぐらい消化したわけですが、それが九〇%あるいは八七%ということになって、昭

和三十九年度は八三%しか消化されていないのです。どうしてこの政府の資金ワクに対して八三%で終わるかという点については、農林経済局長からいろいろ内容について説明を催したわけですが、やはりこれは政府の指導上の欠陥もあると思ふのですね。あるいは都道府県の取り扱いの態度であるとか、あるいは農協自身が自己資金を充当するわけでありまして、それぞれの面に問題点はあると思ふわけですが、ですから、この原因を究明してすみやかに改善をはかると同時に、農家がこの制度の有利性を十分認識して活用できるように指導、啓蒙を行なわねばいかないと思ふわけですが、それとあわせて、やはり積極的に資金ワクを拡大すべきであるといわれれば考えるわけですが、いかがですか。

○坂田国務大臣 御指摘のとおり、今年も制度の改正をやったわけでありまして、また貸し付けの対象をふやしたこともあります。さらにまた、それと同時に、われわれとしては指導を十分やっていますので、十分これらの資金は消化できるであらうし、さらにより以上の資金の増額が必要になってまいるのじゃないかと私は存じておるわけでございます。

○芳賀委員 次にお尋ねしたい点は、近代化資金の貸し出し条件の改善について、政府としてはあまり努力をしておらないわけですが、今後どのよう具体的に改善策を講ずるかという点であります。

その一つは、近代化資金助成法ができましたのが昭和三十六年の国会であります。当時当委員会でも論議した焦点の一つに――当時は農林大臣もやはり農林委員をやっておったわけだから記憶されておると思ふわけですが、まず貸し出しの金利については、当時は六分五厘あるいは七分五厘というふうなことで発足したわけでありまして、これは不当に高過ぎる、近代化資金と銘打って法律をつくる場合においては、少なくともこの貸し出し金利の水準というものは五分以内にすべきであるといふことが、委員会一致の意見であつたわけ

あります。政府においても、当時すみやかにこれは改善しますという事を明確にすると同時に、委員会としては、法律の制定当時の附帯決議においても、五分以内にこれを引き下げることを目途にして政府は善処すべきであるという事を明らかにしておるわけでありまして、それが現在においても実行されていない。しかも今回の貸し出し金利の引き下げは、農業協同組合自体の基準金利が五分下がったわけですから、従来の九分五厘が九分下がった関係上、この近代化資金助成法に於いては自動的に五分下がつておるわけですが、それ自動的の五分下がつておるわけですが、たゞ、この下がったというものは、政府の努力でも何でもないわけですね。わが国の金利水準が五厘下がったということもいえると思ふわけですから、今後今度の改正によつて個人の施設資金等は六分、あるいは共同利用施設等は七分ということになるわけでありまして、これをすみやかに五分以内に引き下げることになれば、当然政府の利子補給を増大するという以外に速急の改善策はないと思ふわけでありまして、これはどうされるかという点を明らかにされたいのであります。

○坂田国務大臣 従来から引き下げを行なつてきたのであります。なお末端金利を五分以内に引き下げることにつきましては、近代化資金が系統資金を活用するものでありますから、預貯金金利、一年定期五分六厘との均衡を考えますならば、これ以上の引き下げはまず容易ではないと考えられますが、なお附帯決議の趣旨もありますので、今後十分慎重に検討してまいりたい、かように存じております。

○芳賀委員 これは別に慎重を期する必要はないのですよ。三十六年委員会でも審議した際、それじゃ政府は、これは農協の自己資金から貸し出すわけだからして、農協の貯金利子との見合いで、五分なんといふことはできませんと言へばよかつたじゃないですか。最初に法律をつくるときにはそういうことを何も言わぬで、坂田さんもこれは當時理事の一人だつたと思ひますが、何のためにこ

れは委員会一致の附帯決議をつけたわけなんですか。委員や理事の場合は五分以内にしろと言つて力んでおつて、大臣になつたとたんに、今度は局長あたりに知恵をつけられて、それは農協の金利が五分六厘ですから、それとの見合いでなかなかできませんといふのはおかしいじゃないですか。それじゃ一貫した政治信念がないじゃないですか。

○坂田国務大臣 附帯決議の趣旨もありません。今後十分この点検討を加えたいと思ひます。

○芳賀委員 それではどのくらいの期間検討が必要ですか。あなたが在任中検討して結論を出すのか、やめて次の大臣にそれを引き継いで検討してもらつてもいいか、その点はいかがですか。

○坂田国務大臣 十分検討したいと思ひます。

○芳賀委員 次に、これに関連しまして、現在までは国の行なう利子補給は、まず都道府県がたゞ三分とか、二分の利子補給を行なう、その都道府県が行なつた利子補給に対して、国がおおよそ二分の一の補助をするということになっておるわけですから、まあ都道府県と国が大体五分五分の負担ということになっておるわけですが、これをさらに貸し出し金利水準を下げるといふことになれば、今後都道府県と国が折半というわけにはまいらぬと思ふわけですが、ですから、これを改善するということになれば、今後の分は都道府県の利子補給分をふやさないようにして、補給のふえた分は国の負担、国の責任で補給をするという明らかの方針を立てないと、いつまでたつても地方団体に半分負担させるといふことでは、国の責任所在が不明確になると思ひますが、その点はいかがですか。

○坂田国務大臣 お答えします。今後の問題につきましては、地方財政等の問題もあわせて考慮しながら、この問題を検討していきたい、かように存じております。

○芳賀委員 これとあわせて、結局農協の基準金利が五分下がったわけですね。農協の金利が下がったわけだからして、政府がとやかく言ひ筋合はないわけですね。したがつて、政令の第二条に



うたつてある各資金の種類、償還年限あるいは据え置き期間、利率というものに対して——これは法律が改正になれば、やはり必要な政令、省令の改正は行なわれようというふうに考えられますし、ただいまも昨日要求した案が配付にはなっておりませんが、五厘の分は全面的に引き下げられるという——これは当然の質問ですが、大臣から念のためお答え願いたいわけでありませう。

○坂田国務大臣 いまの御質問であります、小土地改良資金等につきましては、近代化資金制度の創設の際に、旧農業改良資金から引き継いだものであるものであります。また、融資額十万円以上の規模の土地改良については、農林公庫資金において貸し付けは余裕を持って組んでおり、農家の必要に応じて十分貸し出してきておることとなっております。今回はこの金利を据え置くことを予定してあるのでありますが、御趣旨の点も十分考慮し、今後検討することについてと存じます。

○芳賀委員 ちょっとわからぬですね。農協が基準金利を五厘下げたわけだからして、自然に下がったのです。だから、従来六分五厘のものは六分になった。七分五厘のものは七分に、五分のものは四分五厘に当然なるのです。それを妨げるかどうかということが、農林省の行政的な態度だろと思うのです。だから、農林大臣として妨害するかしらぬか、それを下げるなど言えどもいいことにはなるのです。そういうことはできないと思うのです。土地改良関係資金だけは、従来どおり九分五厘にしておけというわけにはいかぬと思うのです。その点はいかがですか。

○坂田国務大臣 この点はやはり検討すべき問題でございます。ある意味においては、金利が下がったときには補助金を減額したかどうかという問題すら出るのであります。しかし、そういうことはいかぬというので、やはり下げたことがそのまますに届くようにこの際やっています。

うして、制度上のその他の改善によって、この際は十分農家その他の近代化資金の利用者のために、十分この制度が生きていけるように努力しよう、そういうことからかかようにいたしたわけでございます。なお、これらについては、御指摘のとおり問題もありませんので、今後十分これらの点を検討を加えてまいりたい、かように存じておるわけでございます。

○芳賀委員 私のお尋ねしているのは、農協の基準金利が五厘下がったわけだから、結局総体的に貸し出し金利が五厘下がることになるではないかというのを指摘しておるわけですが、だから、ある種の資金だけについては下げる必要がないということがあるならば、農協がその分だけ五厘下げる必要がないということをやらせないと、これは手の打ちようがないでしょう。その分だけ下がったのをいいことにして、政府が利子補給を減らすわけにいかぬでしょう。そうかといって、その種類の資金だけについて、この分だけは九分五厘ですというわけにもいかぬと思ふのです。だから、全面的に五厘下がると解釈して差しつかえないかどうか。これは法律改正になれば、当然全面的に政令は改正するわけですからね。

○坂田国務大臣 御趣旨の点も十分考慮をいたしまして、今後でき得る限りの検討をいたして考慮を進めていきたい、かように存じております。

○芳賀委員 検討して考慮するのは何にもないわけじゃないですか。たとえば、検討してその結論をもって実行するとかいう形になれば、まだ幾ぶん期待する余地があるけれども、検討してからまた考慮するということになれば、検討してつまたたつて実行できないということになるので、ことばじりをとるわけではありませんが、そういう言ひのされをするなら、むしろ、できませんとか、やれませんとか、はっきり言つたほうがいいんじゃないですか。

○坂田国務大臣 今回はこのことでこういふ行き方で行進しておるわけでございますから、その点は御了承を願いたいと存じます。今後については、御趣旨の点等について十分検討をいたしたい、かように存じます。

○芳賀委員 次に、近代化資金については、農協の資金をまず活用することになっておるわけですが、それとあわせて、共済連の資金あるいは中金の資金の転貸を受けて、そうして充当することもできることになっておるわけですか。中金並びに共済連の資金は、数字的に見ると非常に僅少であります。しかし、農林省としても、これは資金源として対象にできるということになっておるわけだから、政府の資料によっても、共済連の資金等が単協の転貸資金という形で活用されておるわけですか。そこで、昨日もこれは経済局長にも質問をしたわけでありませう、これは農林大臣として直ちに明快な答えはできないと思ふますけれども、問題は、共済連の扱っておる資金は、これは当然農業協同組合法に基づいて単協が行なつておる共済事業を通じて、組合員の掛金等が蓄積され、運用されるということになるわけですか。したがって、この資金は貯金ではありませぬから、利子は不要ということになるわけですか。当然これについては農林省あるいは大蔵省の厳重な監督を受けておるわけですから、無制限に積み立て金とか運用資金というものを貸し出しに回すことはできないわけですが、しかし、近代化資金に回せるというところが法律上きまつておるわけだから、それは貸し出しの場合の方法としては、必ずしも信連を通じてなければ貸し出しができないというものはないわけですね。これが一つの問題になるわけですか。

そこで、明らかにしていただきたい点は、一体、都道府県段階の共済連の資金運用上、資金コストというものはどのくらいの程度のものになっておるか、たとえば信連が扱つておる自己資金と比較した場合に、どういふようなコスト上の差があるか、それを信連を経由して単協に転貸する場合は、コストの違つた資金が、結局信連経由となれば同一の金利で単協に流れることになっておるわけですか。その利ざやというものは、一体共済連がそれを自己で受けておるか、信連がその利ざやを吸収しておるか、いずれかであるというふうに考えられるわけでありませう。この点は、農林大臣として関心を持っておられれば答えてもらいたいわけですか。

○坂田国務大臣 金利については後ほどお答えいたしますが、共済資金を農村へ還元することは、農協共済事業の重要な役割りの一つであり、現に運用資産の約六割に相当する金額が、信連の預金、単協に対する貸し付け、共済約款による貸し付け等、各種の方法で実質的に農村へ還元されておる。従来貸し付け窓口一元化の趣旨から、約款貸し付け以外の貸し付けは信連を通じて行なう体制をとつておるが、要は、これらの貸し付けが最も効率的に行なわれるためには、系統全体の事業体制の中で、これをどのように位置づけるのがよいかという問題でございますので、御指摘の直接貸し付けの点については、関係者の意見を聞いて慎重に検討したいと思ひます。

なお、金利等の点については、農政局長からお答え申し上げます。

○和田（正）政府委員 いま大臣からお話ございましたように、共済資金の運用状況といたしましては、三十九年度末の運用資金が全体として約二千八百億でございます。そのうち六四％ほどに当たりますが、ただいま大臣がお話になりましたように、信連への預金あるいは納款上の貸し付け、それから農村還元資金あるいは団体貸し付けという形で、農協を通して貸し付けられております。約款貸し付けの末端貸し付け金利は、平均的には六分三毛でございます。信連あるいは団体を通して貸し付けいたしますものは、いろいろの幅がございますが、信連、単協等の系統との関連もございまして、末端の貸し出し金利は同一でございます。共済連自身の資金運用の金利といたしましては、民間の保険会社との競合の関係等もございまして、たとえば配当というふうな形

で、ある程度加入者に還元いたさなければいけません等の事情もございまして、団体側自身としては、運用利回りを八分三厘程度にしたいという事を希望しておりますが、現段階におきます運用資産の総利回り金利は七分六厘三毛でございます。

○芳賀委員 その場合、共済連が信連に預託する場合の預金金利は幾らになるのですか。

○和田(正)政府委員 県の共済連から県の信連に預金をいたします金利の総平均は七分六厘四毛という事でございまして、それから信連を通して単協に貸し付けをいたします場合の平均が六分九厘二毛でございます。

もう一つ御参考に申し上げますと、県信連の経済分析によりますと、七分でございますから、単協への貸し付けの基礎はほぼ似たような金利になると思っております。

○芳賀委員 大体内容がわかりましたが、問題は、共済連から近代化資金を単協に直接流すことの是非の問題ですが、大体コストに大きな幅がないという事でございまして、また単協が扱っておる建物共済等については、そういう建物の建設資金は、これは直接共済連から単協に流してあるわけですから、近代化資金だけではどうしても信連を通さなければ流せないという問題ではないかと思っております。この見解は大臣としていかがですか。

○坂田国務大臣 これは農協の組織団体の意向によりまして、それらの資金をまわらぬに出すという事でなしに、それを県信連にまわらぬとして、そこから一途に出すという事に相なっております。これは御了承のとおりでございます。そのために信連、それから共済連及び中央会三者寄りまして、御存じのとおり、運営委員会を置いて、そして貸し付けをする、こういう方向でいっておるわけでございます。

なお、別に保険契約書を担保とするような納款の貸し付けにつきましては、これは当然共済連直接の貸し付けになることは言うまでもございませぬ。

○芳賀委員 それではどうして近代化資金法の政

令で共済連の金を転貸できると書いてあるのですか。信連を通さないとできないのだったら、そういうものは何も政令にうたう必要はないじゃないですか。

○和田(正)政府委員 実際の資金運用につきましては、いま大臣から御答弁ございましたように、現段階で県の共済連、県信連、それから県の中央会で運営委員会をつくりまして、いわゆる信用事業によりまして資金吸収の貸し付けと共済連系統との貸し付けが現実には競合をいたしませんように、いろいろな調整をいたしておるわけでございます。もちろん、信連を通しません単協からの貸し付け金の中にも、近代化資金に使われておる部分も現実にはございまして、先生のおっしゃる御趣旨は、信連を通さずなるべく単協から近代化資金にもつと貸せるような方向にすべきではないかという御趣旨だと思っております。御趣旨のほどはよく理解ができるわけでございますが、信用事業の系統の余裕金の運用と共済連の運営資金との間にいたすなら競合を起すことは、団体運営上問題がございまして、冒頭大臣から御答弁がございましたように、今後十分その点の調整については検討をし、努力もいたしたいというふうに思っております。

○芳賀委員 この点は、都道府県の信連、共済連、中央会が協議して運営の方針をきめるということも、いかにも自主的に聞かえませんが、これはやはり農協法によって共済規程というものが厳格しておるわけですから、その共済事業による資金運用等について自主的にまかせるといふことでなく、自主的にやるといふことは、やはり連合会の利益性というものをある程度温存するような傾向にいきやすいものなんです。だから、これは当然農林大臣あるいは大蔵大臣の指導方針として、共済資金等の運用についてはこういう形で行なうべきであるという事で、この種の事業とか資金運用については、行政的に方向づけをされたほうがむしろいいじゃないかと思っております。農林大臣はそう思わぬですか。

○坂田国務大臣 もちろん御指摘のとおりでございます。共済連の金を転貸できると書いてあるのですか。信連を通さないとできないのだったら、そういうものは何も政令にうたう必要はないじゃないですか。

いますから、そういうような方向に向かつてまた検討もいたしたいと思っておりますが、現在のところ、さういまいってございませぬ。

○芳賀委員 次は、農家の固定負債の処理の問題であります。これは直接近代化資金とはつながりがないように見受けられるが、たとえ近代化資金を借りる場合に、今後の近代化計画を立てようとしても、あるいは構造改善事業を行なう場合の計画の樹立についても、先般審議しましたマル寒法の場合においても同様であります。農家が経営の自立を目ざして積極的に前進しようとする場合、やはり障害になるのは焦げつきの資金です。固定化負債をどうするかという問題にまず当面するわけですが、これについては、国の制度としては自作農維持資金の制度がありまして、大半はこれに依存しておるわけですが、しかし、現在の自作農維持資金の運用を見ても、農業関係の災害が発生した場合の災害対策の資金として大部分が使われるわけであって、本来的な農家の負債整理のためにこれが十分供給されておると思われなわけです。これは全国の都道府県のそれぞれ地域の農家の経営の実態とか、あるいは経済力の実態等によって、相当な地域差はありますが、しかし、特に北海道の地域とか東北地域等においては、相当の経営上の固定負債があることは、大臣も御承知のとおりであります。この際、そういう固定した專業農家の負債をもう少し積極的に処理する方策というものを立てる必要性についてお尋ねしたいと思っております。

○坂田国務大臣 お答えいたしますが、全国的に見て、一般的に農家負債が問題であるとは私は思っておりませんが、お説のように、地域によっては固定化負債が問題となることもあると思っております。その実情を十分把握をして、これに對処し得るよう、今後十分検討してまいりたいと、かように存じます。

○芳賀委員 私の指摘しているのは、第一種兼業、第二種兼業という兼業農家の負債を対象にして言うのではなくして、やはり專業農家を主体にして、

現在の專業農家が将来にわたって完全な自立経営ができる形態に進むためには、当然経営面においても構造の改善とかあるいは營農の近代化、機械化というものが必要になるわけですね。それを行なうには、相当多額な資金が必要になって、それが政府の助長によって導入されたとしても、農業の収益性が非常に低いわけですから、なかなか十分に償還が進まない、あるいはその間に災害等が起きるといふことになれば、結局は負債が固定化する状態になるわけですね。だから、これを排除するために、制度上の問題としては、いまある自作農維持資金の内容をもう少し拡大して、專業農家を主体にした固定負債については、明らかな負債整理計画というものを政府が指導して立てさせて、それに必要な資金を融通して、そして従来の高率な、あるいは償還年限の短いような焦げつきを切りかえるということになれば、負債の償還も容易であるし、また農業の改善発展も並行して行なわれるというふうに思っております。これはやはり農業政策上の問題として重要な点でもあるわけですね。ですから、単に検討検討という事でなく、やはり地域の実態を十分調査して、いまでも自作農維持資金制度というものがあつたから、この内容を十分改善して活用することができるような道を開けば、相当期待が持てるわけですね。その点についてお尋ねしておるわけですから、具体的に大臣として、十に一つくらいは明らかな答弁をしてもいいと思っております。

○坂田国務大臣 あるいはことばも足りませんが、なんでございませぬが、いま御指摘のようなことがあると思っております。しかし、專業農家で大きな農家であっても、資本操業をやるといふことの結果として、相当負債を負う、そのやり方がまずかったという場合もありまして、また災害が起つて非常に不幸な目にあつてきたとか、いろいろそれぞれの実情があると思っております。また地域によって非常に違つて、こういうことも考えられますので、そういう地域の問題、それからいふ言つた実情等をも十分把握いたしましたして、それらに

即応したようにこれらの問題を検討していかねばならぬ、こう考へておられるわけでございます。

○芳賀委員 次の問題は、近代化資金とは違いますが、一昨年近代化資金助成法の改正あるいは農林漁業金融庫法の改正等を行ないました場合、農業協同組合のあり方について、政府としてはどう考へるかという問題が提起されたわけですが。当時、赤城農林大臣の答へとしては、目下農林省において、農林大臣の私的な諮問機関というふうな意味で、石井英之助君を会長とする農協問題懇談会——これは名前は明らかではありませんで、あるいは農協問題調査会ともいいたしません。政府のほうで明確にしてもらへばいいわけですが、そういうものを設けて検討を加えておるので、いずれ近いうちに、農林省として、農協に対する今後の対策等については、委員会に明らかにしたいという話があったわけでありませぬ。その後また農協中央会からも、この農協問題調査会等に対して、農協の立場からの意見の具申等が行なわれておるといふことも承知しておられるわけでありませぬ。すでに二年以上を経過した今日でありますから、この調査会等においても相当具体的な作業を行なっておられると思ひますし、特に最近の国内の経済事情の変化等から見ても、あるいはことしの農業白書におきましても、従来の農業協同組合の総合事業といふものは、金融事業からの利益に依存する度合いが強かったが、最近の低金利の傾向から見た場合に、そういう信用事業の収益だけに依存するような農協の経営方針といふものは誤りで、危険であるといふような指摘も、実は行なわれておられるわけです。この際、やはり農協問題については、われわれ農林大臣から、農林省として農協に対してどういふような検討を下しておるか、この点を説明してもらいたいわけですが。

○坂田国務大臣 昨年の九月ごろから学識経験者に寄つていただいて、農業協同組合全体に関する研究会をやっております。非常な広範な点にわたつて研究をいたしていただいておられますわけですが、

○芳賀委員 大臣のお話は大体わかりましたが、私の聞いているのは、もう少し内容的にしてもら

もちろんまだ結論も出ておりませぬ。しかし、この五月ごろ、大體中間報告を受けた、こういうふうな考へておられるわけでございます。なお、先ほどお話しに相なりました、農業協同組合自体が改善に關する広大な——またなかなかうがった点も非常に多いのでございますが、ずいぶん広範にわたつての改革と申すか、改善意見をまとめまして、それらの批判をいろいろわれわれにも申し出ておるのでございます。これは答申というわけではありませぬ、諮問いたしましたのじゃないのでありますから。いわゆる自発的に農協全体の問題についての改善策を協議されて、そしてでき上がったものでございます。非常に広範なものでございます。内容も相当しつかりしておるものと私は見ておるのでございます。しかし、これらに対して、また一部にはいろいろ問題もございませぬ。そういうふうなわけでもございませぬ。これらの問題といふ、また農政局が中心になつて学識経験者に寄つてもらつて研究しておる問題等、農協に關する十分な研究をわれわれは期待する。日本の農業がいかに大きくなるとしても、また経営の拡大が行なわれるとしても、やはり小農の域を脱しないものであるものであります。したがつて、協同組合といふものは絶対必要なものであることは言うまでもございませぬので、これらの組織がほんとうによくいかぬかといふ問題、つまり、農協のための農協でなしに、農民のための農協として、でき得る限りの力が伸び得るような点について、十分検討を加えていきたい、かように考へておられるわけでございます。とにかく非常に大きな問題であり、また歴史を持つものであり、いろいろの関連の多いものでございませぬので、いまこうしたらいいということを一言にしては言ひ得ないのでございませぬが、そういうことでございませぬ、農林省といつても、この問題はひとつ十分検討を加えてまいりたい、こういうふうに考へておる次第であります。

○和田(正)政府委員 農協問題に關します検討は、先ほど大臣からお答へがございましたように、昨年の九月から学識経験者約二十人ほどにそのつどお集まりをいたしまして、大體月に一べんないし二べんぐらいずつ本年の一月からいままで累次開催してまいりました。そこで、非常に広範にわたつていろいろな御議論をいただいておられますので、またこうといふふうなきめられた段階ではございませぬけれども、大體いままでいろいろ議論をいただいておられますおもな点を拾つて申し上げますと、第一は、いま芳賀先生御指摘のございませぬように、いろいろな経済状況の変化あるいは農家の質的な変化に対応いたしまして、農協のあり方

について、もつと純化論と申しますか、ほんとうに農業を中心に行つておられるような方、また他面では、そういうふうな考へ方、やはり農業地域社会を全体としてひつくるめた昔の産業組合のようなものとして考へるべきではないかという問題、それで進みましては、いまのような状況の中で農協が農業生産にさらに——現在もいろいろ努力をしておりますが、一そうそれを効果あらしめるためには、事業運営の面でどのようなことを考慮したらよろしいか、さらに農連の段階につきましては、現在組合の基本思想として一人一票制といふたてまえをとつておられますが、非常に事業量の大きい組合と小さな組合といふいろいろばらつきが出てきたこととの前提において、特に連合会の段階では、一人一票制を事業量とか組合員数とかに対応して若干手直しをする必要があるのではないか、そういう問題。

【委員長退席、大石(武)委員長代理着席】

それから特に最近、ごく一部の農協で、信用事業面等で定款違反等の貸し付けがあつて、若干の事件を起してありますが、そういう意味におきまして、農協の執行体制にもう少し責任体制を確立するといふような問題がもう少し制度的にも検討されるべきではないだろうか。さらに中央会が、県段階にしろ全国段階にしろ、いろいろな批判があるわけでもございませぬが、今後中央会がどういふ事業に重点を置いて進んでいくべきか、そういうような点を広範にわたつて、九月から一月まで先ほど申しましたように、月に一回ないし二回学識経験者にお集まりをいたして議論を重ねてまいつたわけでもございませぬが、私どもの事務局的气氛としては、四十一年度末までに一応の結論を出すといふことで、予算も四十一年度と四十一年度と二年にわたつて調査研究のための経費が計上されておるのでございませぬが、少なくともそのうち当面急ぐ部分につきましては、五、六月ごろには何らかの中間的な結論を取りまとめたという考へ方で、現在皆さまの議論の結果などに基づい

て取りまじめを急いでおりますが、四月にもなり  
ましたらさらにお集まりを願つて再開してい  
ただいて、詰めてまいりたいというふうに考えて  
おります。

それからなお、全国農協中央会が総合審議会と  
いうのをつくりまして、昨年十一月に、団体側の立  
場として自主的にきめましたものがございませう。

これは別に答申とかそういうことではなくして、  
農業団体自身として今後こういう問題点を検討  
したいということ、全体三章に分かれておりま  
す。単協段階について、総合農協、専門農協のあ  
り方の問題とか、組合員の数をどの程度を基準に  
すべきであるとか、それから第三章は、県段階の  
問題として、現在のようないくつかのあり得  
るのではないかと、それから第三章では、現在の  
ような販売、購買、信用といったような連合会  
のあり方を総合連合会にするのはどうかとか、ある  
いはブロック別の連合会をつくらどうかとい  
うようなことについて、いろいろ団体側での問題  
意識を取りまじめられたわけでございませうが、相  
当広範でありますので、たとえ取り扱ひの三段  
制を二段制にするといひましても、物別に違ひとい  
うことでもすけれども、物別にどうするかとい  
うような最終的な詰めはまだ行なわれておりませ  
ん、きわめて抽象的な部分が多いわけでございま  
すが、中央会自身としても、これに基づいて、情  
勢としていろいろに法律を直してほしいとい  
うような具体的な形としては、まだ農業団体側も  
動いておりませんで、これも先ほど申し上  
げております研究会等では、一応参考にはしなが  
ら議論を進めていただいております、そういう段階に  
あるわけでございませう。

○芳賀委員 この問題は、いづれ適当な機会に取  
り上げたいと思ひます。

最後に、農林大臣にお尋ねしたい点は、御承知  
のとおり、農協合併促進法の五年間の期限が三月  
末で完了するわけでありますが、これに対して現  
在のところ、農林省として、この合併促進法をさ

らに延長する意思があるのかないのか、あるいは  
ないと思はれば、どういふ理由でないのか、必要と  
考えた場合には、政府提案がいまの段階でできな  
い事情があれば、むしろ議員立法として委員会提  
案等を出してもらいたいという考えを持っています  
か、何かお考えはあると思ひますので、この点が  
第一点。

もう一つは、農林漁業金融公庫法の附則の二十  
三条、四条と思ひますが、乳業資金に対して国庫  
から資金融通ができる道を、これは五年前に農林  
委員会において、われわれが議員提案という形で  
公庫法の一部を改正したわけですが、これも三月  
で期限が切れるわけです。特に四月から乳牛の不  
足払い制度等も開始されるわけでありませうし、ま  
た酪農近代化の相当積極的な構想が打ち出される  
機会でありませうからして、これらの資金を継続的  
に公庫から出す必要があると思はれば、やはり期限  
延長をする必要も生じてくると思ひわけですが、  
これに対する政府の最終的な方針をこの機会に聞  
かせてもらいたい。

最後にもう一点は、農林年金法の改正でありま  
すが、これはもうすでに、衆議院の予算委員会に  
おいて大蔵大臣からも、法律の改正案を必ず出し  
ますというところが確約されておられるにもかかわらず、  
今日までまだ政府から改正案が見えていない  
というところは、まことにこれは遺憾にたえない点  
ですが、せっかく国会で約束をしておられるが、  
どうして年金法の改正案を出せないのか、これが  
出ないと、近代化法は提出の時期が早かった関係  
もあって、先着順で今日までやってきておられるが、  
これをもし二つあげた場合には、審議する法案と  
いうことにならば、社会党が提出した農林年金法  
の改正案の審議に直ちに入るといふ順序になるわ  
けです。全部社会党提案にまかせてそのまま通し  
てくれるというのであれば、これはいふまでもな  
熱のこもったやり方ではできないと思ひわけです。  
ですから、この点は一体いつお出しになるつもり  
でおられるのか、あるいはいつまでも今後も引き延ば

すつもりでおられるのか、その点を農林大臣から明ら  
かにしてもらいたいわけですが、答弁いかんによつ  
ては、今後当委員会の法案の審議等についても、  
これは委員長はじめ理事全体が重大な決意で対応  
しなければならぬと思ひわけですからして、正  
直に答えてもらいたいわけですが。

○坂田国務大臣 三つの問題でございませう。

第一は、農協合併助成法の問題でございませう。  
これは元来政府で計画したその計画の九九%が達  
成されておることであり、その後問題として考  
えては、法案としては、それだけではなかなか合  
併の目的を達し得ないというふうな情勢等もあり  
ました関係上、政府提案というものを提出さ  
ない、  
こういうふうな状態にいたしておたのでありますが、  
その後、いわゆる法人税その他登録税などの、合  
併についての税の問題は、非常に問題として考  
えなければならぬというので、協議もいたしてお  
るようなわけでありまして、したがって、この農協  
合併の法案につきましても、御相談をいたし、議  
員提案でも提出していただければいいのではない  
かというふうな考えでおられるわけですが、  
それから乳業資金の問題でございませうが、これ  
は政府提案はしないということに進んでおたので  
ありますが、議員提案で提出するという話し合  
いを聞いておられるわけでございます。そういうふう  
になれば、政府としても、これはさようなふう  
に進み得るものではないか、かように考えておるわ  
けでございませう。

それから農林年金法でございませうが、これは現  
在法案作成中でございます。なお、若干の時間を  
要すると思ひますが、その点はひとつ御了承願  
いしたい、こう思ひます。なるべく早く成案を得た  
い、こう考えております。

○芳賀委員 作成中というのはいかほどのですか。  
国庫補助を一五%から一六%にするという作成であ  
れば、これはもう一時間もかからぬのでござい  
ませう。今日まで延び延びになっておられるのは、  
相当広範囲にわたつて抜本的な改正をするために  
作業を行なつておられる、だからもう少しかかる。慎

重ということじゃないのでしよう。作業が大きい  
から時間がかかるというのでしよう。

○坂田国務大臣 これはいまのようにならよと一  
点を直すくらいならば時間を要しないのでござ  
いますから、その点はよく御了承願ひたいと思ひ  
ます。慎重審議をいたしておるのであります。

○大石(武)委員長代理 それでは湯山君。

○湯山委員 非常に重要な問題点、大臣の御答弁  
をいただくと、このことを委員長から計らつて  
だいておりましたので、端的にお尋ねをいたしま  
すから、ひとつ簡単に、しかも明確にお願ひ  
したいと思ひます。

一つは、信用保険協会でございますが、政府委  
員並びに政務次官にお尋ねいたしましたして、保険設  
計が非常に不安定である、ことに四年、五年あた  
り赤字が出てまいりまして、十年ぐらひになると  
準備金が相当減少して、これはたいへんなこと  
になる。そこで、数年後には当然国からの交付金に  
よる手当てが必要であらうと思ひますが、交付金  
を国からさらに追加出資する、追加手当てする、  
そういう方針をとつておられるのかどうか、これ  
が第一でございます。まず、これからお答えいた  
だきたいと思ひます。

考えますが、これについて大臣の御所見を伺いた  
と思います。

○坂田国務大臣 選択と包括の制度により、今後  
円滑に保険が行なわれるものと考えておりますが、  
お説の点は、保険制度の運営の実態を見て、必要  
があれば今後の問題として十分検討いたしてまい  
ります。

○湯山委員 ただいまのは検討だけじゃなくて、  
そうしなければならぬように、保険が価値があ  
ればあるほどそうならなければならぬわけです  
から、検討じゃなくて、そういう方向で大臣も施  
策を進めていく、一挙にそうなるかならないかは  
別ですけれども、そういうふうにあつていただき  
たいと思います。あとの御答弁と一緒に願います。

第三番目は、信用保険協会への加入、脱退が自  
由であるということが法文の上に明記されており  
ます。しかし、これの構成から見ると、自由に加  
入、脱退をされたのではたいへんなので、基金協  
会が一つ脱退すれば、その具はこの事業が困りま  
す。中金が脱退なんかすれば、これは資金的にも  
業務の上からもたいへんな問題なんです。法律に  
はそうなっているけれども、実際には加入、脱退  
というようなことが起こらないような措置が必要  
であると思います。それについてどのように指導  
されるのか、これを伺いたいと思います。

○坂田国務大臣 先ほどの点でございますが、運  
用の実態を見て、必要があればその方向ででき得  
るように検討したいと思ひます。

それから次の問題でございますが、すべての基  
金協会及び農林中金が加入するよう指導し、また  
加入の見込みであるので、法制上、自由加入、自  
由脱退として構成したとしても、実態上これが保  
険事業の遂行に支障となることはないと思ひます。

○湯山委員 つまり、加入したものの任意脱退と  
いうものは起こらないように指導もするし、運営  
もしていく、こういうことでなければならぬと思  
ひます。この点、もう一度お答えいただきたい。  
○坂田国務大臣 でき得る限りその方向で指導い  
たしたいと思ひます。

○湯山委員 できる限りではなくて、そうでない  
と困るのです。ですから、そういうふうになります  
と、こうおっしゃらないとたいへんなことになり  
ます。

○坂田国務大臣 さように指導いたします。

○湯山委員 保証料、保険料が〇・三〇というこ  
とになっておるのですが、政府委員にいろいろお  
尋ねいたしますと、保険財政もなかなか容易では  
ない、将来政府の交付金も当てにしなければなら  
ないという状態ですが、保険料、保証料の〇・三〇  
を将来引き上げるといふようなことになると、  
また別に問題が起こつてまいりますので、この  
〇・三〇という保証料、保険料率は、これより上  
げるといふことは、あつてはならないと思ひ  
ますが、最後に、これについてお答えをいただ  
きたいと思ひます。

○坂田国務大臣 基金協会の保証料及び保険協会  
の保険料は、他の同種の制度から比べてかなり低  
率となつておるが、この料率で保険事業の運営に  
支障はないものと考えており、当分はこの料率で  
運営してまいる所存でございます。

○湯山委員 大臣、遠慮をなさらずに——当分な  
んて言われるけれども、もう四年ばかりしたら赤  
字になるのです。赤字になったら、今度は上げる  
のではないかというのが心配ですから、そこで、  
上げない方針である、こうおっしゃつていただか  
ないと、当分では困るわけです。

○坂田国務大臣 できるだけさような方針で進み  
たいと思ひます。

○大石(武)委員長代理 両案に対する質疑はこれ  
にて終局いたしました。  
次会は、明二十四日委員会を開会することとし、  
本日はこれにて散会いたします。  
午後三時十分散会

